

# 川崎町交通安全計画

第8次

(平成23年度～平成27年度)

川 崎 町

## はじめに

本町における交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、宮城県交通安全計画に基づき、これまで7次にわたる川崎町交通安全計画を作成し、町及び関係機関・団体において交通安全対策を強力に推進してきた結果、これまで着実な進展を続けてきました。

しかしながら、近年の状況を見ても交通事故の発生件数は、ほぼ横ばいで推移しており、今や交通事故そのものを減少させるための対策が求められています。

交通事故を抑制するためには、住民一人ひとりが全力を挙げて交通安全対策に取り組む必要があります。人命尊重の理念の下に、交通事故のない「安心して暮らせる街」の実現を目指して、交通安全対策全般にわたる総合的かつ長期的な施策の大綱を定め、これに基づいて諸施策を一層強力に推進しなければなりません。

この交通安全計画は、このような観点から交通安全対策基本法第26条の規定に基づき、平成23年度から平成27年度までの5年間に講ずるべき交通安全に関する施策の大綱を定めたものです。

この計画の目標達成に向けて各関係機関が相互の連携を強化し、家庭・学校・職場・地域とが一体となった幅広い取り組みを着実に展開していくことにより、交通事故のない「安心して暮らせる街」の実現に努めます。

## 目 次

第1章	計画の基本理念	1
第2章	交通安全対策	2
第1節	交通事故の現状と交通安全対策の今後の方向	2
1	交通事故の現状	2
2	今後の交通安全対策を考える視点	5
3	交通安全計画における目標	5
第2節	講じようとする施策	6
1	交通環境の整備	6
(1)	交通安全施設等の整備促進	6
(2)	道路の新設・改良による交通安全対策の推進	7
(3)	交通事故多発地点対策の推進	7
(4)	積雪寒冷地域に対応した安全の確保	7
(5)	その他の道路交通環境の整備	8
2	交通安全思想の普及徹底	8
(1)	段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	9
(2)	効果的な交通安全教育の推進	12
(3)	交通安全に関する普及啓発活動の推進	13
3	救助・救急体制の整備と交通事故被害者対策の推進	14
(1)	応急手当等の普及啓発活動の推進	15
(2)	救急・救助体制の整備	15
(3)	交通事故相談活動の強化について	15

## 第1章 計画の基本理念

本町は、本格的な人口減少と超高齢化社会の到来という新たな時代を迎え、交通事故のない社会の実現には、自動車より弱い立場にある歩行者及び、交通弱者とされる高齢者、障がい者、子ども等への配慮や思いやりにより、安全を一層確保することが必要です。

本町では、人命尊重の理念に基づき、交通事故のない「安心して暮らせる街」の実現を目標とし、悲惨な交通事故の根絶に向けてより一層の対策を図るとともに、「人優先」の交通安全思想を基本とし、あらゆる施策を推進します。

本計画においては、道路等を使用する人と、道路等の交通環境の二つの要素について、それら相互の関連を考慮しながら、適切かつ実施可能な方策を総合的に検討し、計画を策定するものです。

第一に、人に対する安全対策としては、交通機関の安全な運転を確保するため、運転者の知識・技術の向上、交通安全意識の徹底、指導の強化を図るとともに、歩行者等の安全な移動を確保するため、歩行者等の交通安全意識の徹底、指導の強化を図ります。また、住民一人ひとりが自ら交通安全に関する意識を醸成することが極めて重要であることから、交通安全に関する教育、普及啓蒙活動の充実を図ります。

第二に、交通環境に係る安全対策としては、交通安全施設の整備及び、効果的な交通規制の推進、交通安全施設等老朽化の改善等を図ります。特に通学路、生活道路、幹線道路等においては、混合交通に起因する接触の危険を排除する施策を充実させるなど、「人優先」の交通安全対策の更なる推進を図ります。

以上の考え方を基に、有効かつ適切な交通安全対策を推進するため、その基礎として交通事故原因の総合的な調査研究を進めるとともに、交通事故が発生した場合の迅速な救助活動、負傷者の治療、被害者支援の充実等を図ります。

また、少子高齢化など社会情勢の変化や交通事情の変化に弾力的に対応し、多方面にわたる施策との有機的な連携を図りながら、国、県及び関係機関・団体と緊密に連携し、計画段階から住民が参加できる仕組みづくりや、住民が主体的に行う交通安全点検、地域の特性に応じた取り組みなど参加・協働型の交通安全活動を推進します。

## 第2章 交通安全対策

### 第1節 交通事故の現状と交通安全対策の今後の方向

#### 1 交通事故の現状

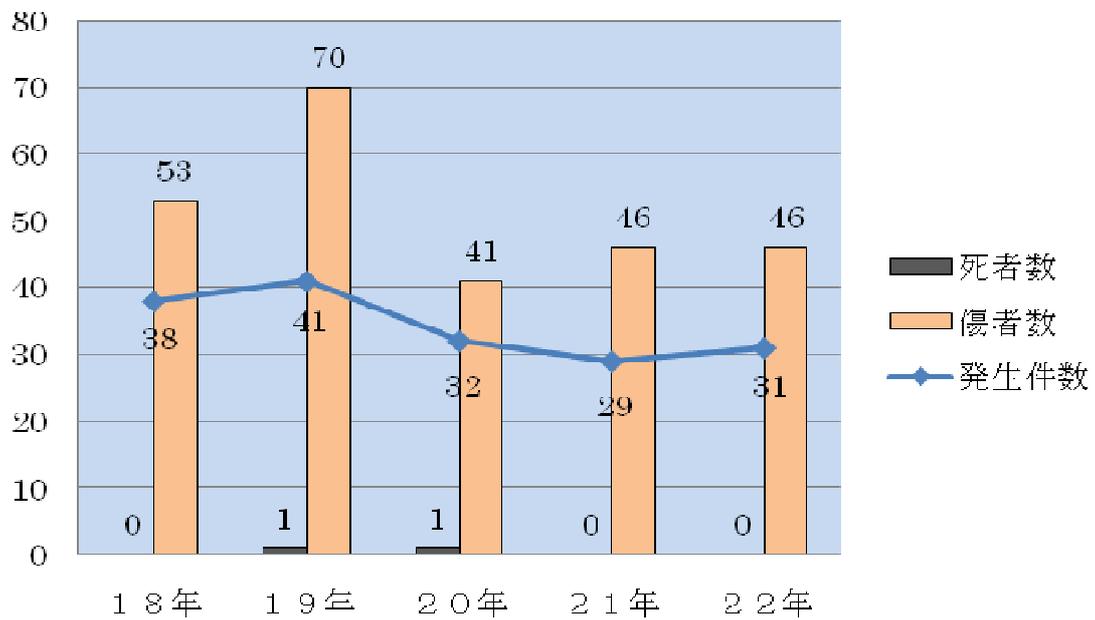
本町における近年の交通事故による死者数は平成19年に1名、平成20年に1名となっており、平成18年から平成22年の過去5年間で2名の方が交通事故により尊い命を失っています。

また、発生件数は平成18年に38件、平成19年に41件と年間約40件程度の発生状況でしたが、平成20年には32件、平成21年には29件、平成22年には31件となり、年間約30件程度でほぼ横ばいに推移しております。

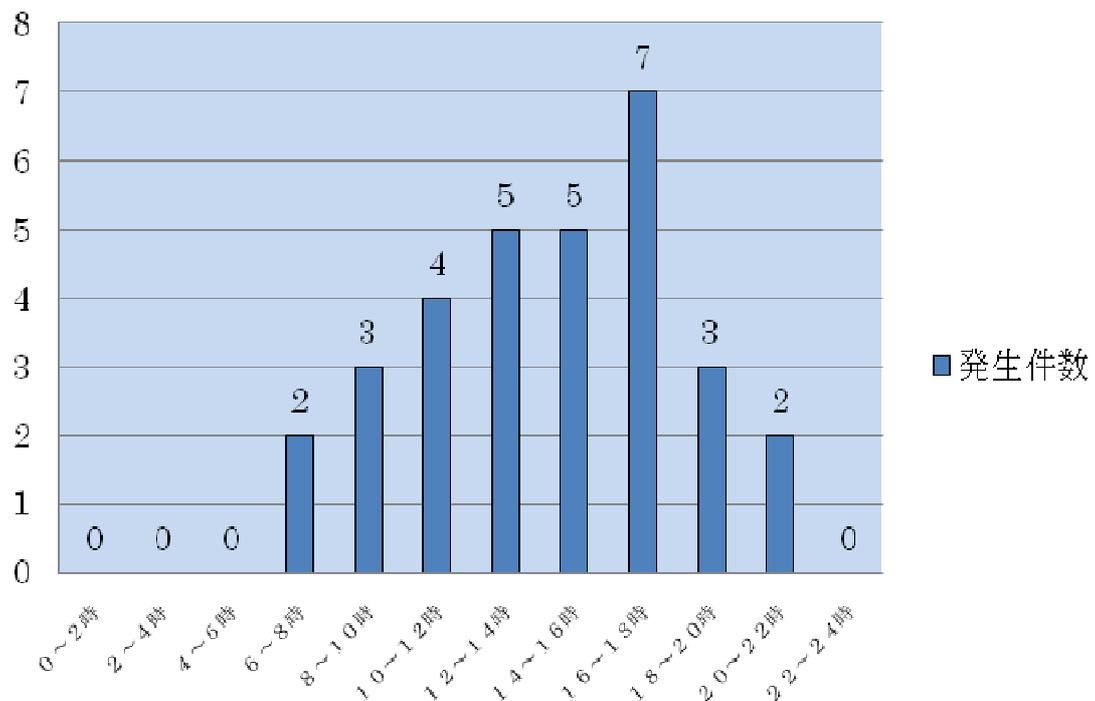
平成22年中に本町で発生した交通事故の特徴としては、高齢者及び高齢者運転事故の発生割合が県平均を上回っているとともに、薄暮時間帯である午後4時から午後6時までの発生が最も多く、発生割合が県平均を上回っています。また、発生箇所では、国道での発生が最も多く、交通事故全体の約7割を占めており、なかでも国道286号での発生が交通事故全体の約6割を占めています。発生地点の道路状況では、主に直線道路や交差点における発生が多くなっています。

本町では、地理的条件から産業経済、町民生活の自動車への依存度が極めて高く、自動車保有台数及び運転免許保有者の増加など道路交通の量的拡大が見込まれることに加え、交通事故の当事者となる比率の高い高齢者人口の増加、なかでも高齢者の運転免許保有者の増加が道路交通にも大きな影響を与えるものと考えられることから、これらに対応した総合的な交通安全対策を一層積極的に推進しなければなりません。

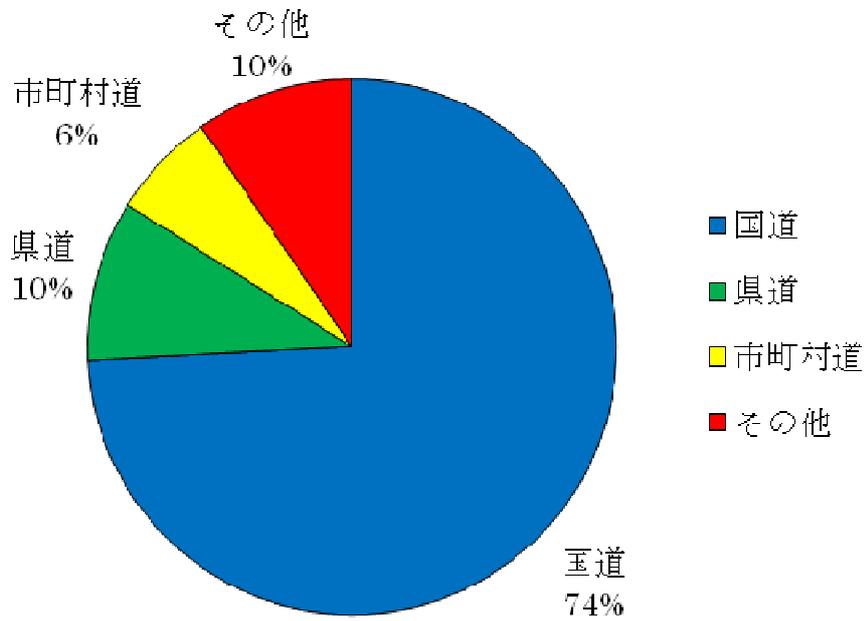
### 交通事故の発生状況の推移



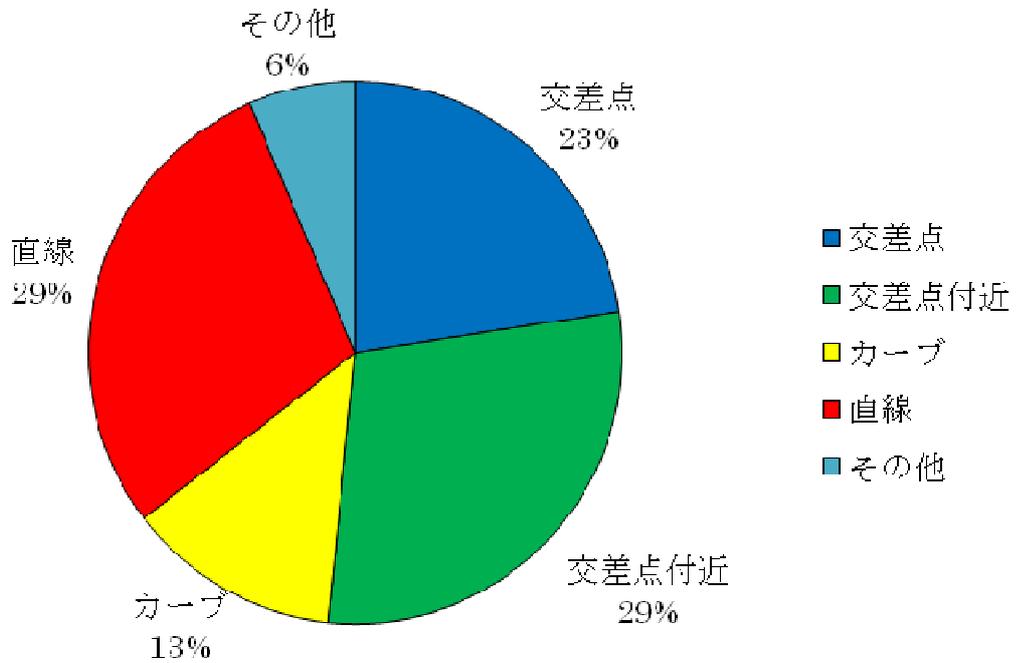
### 平成22年中の時間帯別交通事故発生状況



## 平成22年中の道路別交通事故発生状況



## 平成22年中道路形状別発生状況



## 2 今後の交通安全対策を考える視点

近年における自動車保有台数及び運転免許保有者数の増加に見られるように、自動車の利用は町民の日常生活にとって不可欠なものとなっている一方で、本町の交通環境は、観光施設・イベントを起因とした国道 286 号の交通渋滞や、冬期間の積雪や凍結によるスリップ事故の多発等の問題を抱えており、それらの地域的特殊性を十分考慮しながら対策を検討しなければなりません。

このような交通の現状に的確に対処していくためには、人命尊重の理念の下に、交通事故のない安全な交通社会を実現することを理想として、経済社会情勢、交通情勢の変化に対応し、また、実際に発生した交通事故に関する情報の収集、分析を行い、より効果的な対策への改善を図るとともに、有効性が見込まれる新たな対策を推進していく必要があります。

交通安全対策の推進に当たっては、事故防止対策の充実による事故発生の抑制をはじめとした従来の交通安全対策を基本にしつつ、安全・安心を確保した「人優先」の道路交通環境の整備充実、段階的かつ体系的な交通安全教育の推進、高齢運転者対策の充実、シートベルトとチャイルドシートを着用、広報活動の推進、効果的な救急・救助体制の整備等の交通安全対策を総合的に実施していく必要があります。

また、経済社会情勢や交通情勢の変化を踏まえ、少子高齢社会への対応、歩行者の安全確保、住民自らの意識の醸成等を重視して対策の推進を図ります。

## 3 交通安全計画における目標

交通事故による死傷者数を限りなくゼロに近づけ、平成 27 年までに年間の交通事故発生件数 20 件未満、死者数 0 名、負傷者数 40 名未満を目指し対策を実施します。

そのために、当町は町民の理解と協力の下、施策を総合的かつ効果的に推進します。

## 第2節 講じようとする施策

### 1 交通環境の整備

交通事故については、道路種別、沿道条件、道路構造、交通状況等が複雑に絡み合っただけで構成される発生地点付近の道路交通環境が大きく影響しているものと考えられます。

また、道路における交通事故の発生は、特定の区間、箇所集中する傾向が見られ、自動車の運転ミス等の直接的な原因のほかに、その背後には当該箇所の道路交通環境も関係性を有している可能性があると考えられます。

このため、安全な道路交通の確保のためには、道路利用者の正しい交通ルールの遵守の徹底と並行して、安全な道路交通環境を実現することが極めて重要となります。

道路の安全確保は、歩行者等道路を利用する人々の日常生活、経済、社会活動と密接に関係することから、安全な道路交通環境の整備に当たっては、地域住民や職業運転手等の道路利用者の視点を活かしつつ、住民の参画を得て推進していきます。

また、道路環境の整備については、交通事故防止の観点から、幹線となる国道 286 号から地区内道路に至る適切に機能分担された道路交通網の体系的整備を進めるとともに、緊急に交通の安全を確保する必要がある道路においては、交通安全施設等の整備、効果的な交通規制の推進等により安全な道路交通環境を形成することとします。

#### (1) 交通安全施設等の整備促進

ア 交通安全施設等の整備に当たっては、事故が多発している等、道路交通の観点から問題が生じている箇所ごとに、当該箇所における事故の特性や発生要因について分析を行い、その結果を踏まえた対策を立案・実施することとし、また、対策の実施後においては整備結果の評価を行い、必要に応じて対策の立案・実施段階にフィードバックすることにより着実に事故削減を図ることとします。

イ 道路の構造及び交通の実態を勘案して、交通事故が発生する危険性が高い場所等に信号機の設置を関係機関に要望するとともに、交通状

況の変化に合理的に対応できるよう既存の信号機についても高度化を要望していきます。

ウ 道路の構造、交通の状況等に応じた交通の安全を確保するために、道路標識・道路標示の高輝度化等の交通安全施設の整備を推進します。

## (2) 道路の新設・改良による交通安全対策の推進

幹線道路で囲まれた住居地域内や歩行者等の通行の多い商業地域内等においては、通過交通をできる限り幹線道路に転換させるなど道路機能の分散化により生活環境を向上させるため、補助的な幹線道路、区画道路や交通安全施設の整備等を総合的に実施します。

また、一般道路の新設・改良に当たっては、交通安全施設についても併せて整備することとし、道路標識、道路照明、ガードレール等の整備を図ります。

## (3) 交通事故多発地点対策の推進

自動車交通の安全と円滑性を確保するため、交通事故多発地点のうち緊急度の高い箇所について詳細な事故分析を行い、これに基づき交差点改良、視距の改良、付加車線等の整備を改良事業による整備等と併せて重点的に実施します。

整備後においては、その効果を評価し、対策効果が不十分な箇所においては、事故発生要因の分析、対策立案段階に立ち返り、効果的な対策を講じます。

また、効果的な事故削減対策を整理、蓄積し、これを適切に活用することにより、幅広く交通事故の削減を図ります。

## (4) 積雪寒冷地域に対応した安全の確保

交通の安全は、地域に根ざした課題であることに鑑み、沿道の住民のニーズや道路の利用実態、交通量の実態等を把握し、その特性に応じた道路交通環境の整備を行います。

また、積雪寒冷地域である本町においては、冬期間の安全なモビリティ

ィーを確保するため、冬期間の積雪・凍結路面对策として適時適切な除雪や、凍結防止剤散布の実施を推進します。

#### (5) その他の道路交通環境の整備

##### ア 地域住民と一体となった安全な道路交通環境の整備

安全な道路交通環境の整備に当たっては、道路を利用する人の視点を活かすことが重要であることから、地域住民や道路利用者の主体的な参加の下に交通安全施設等の点検を行う「交通安全総点検」を積極的に推進します。

また、交通の安全は、住民の安全意識により支えられることから、安全で良好なコミュニティーの形成を図るために、交通安全対策に関して住民が計画段階から実施全般にわたり積極的に参加できるような仕組みをつくり、行政と町民の連携による交通安全対策を推進します。

##### イ 重大事故の再発防止

社会的に大きな影響を与える重大事故が発生した際には、速やかに当該箇所の道路交通環境等事故発生の要因について調査するとともに、発生要因に即した所要の対策を早急に講ずることにより、当該事故と同様な事故の再発防止を図ります。

## 2 交通安全思想の普及徹底

交通安全教育は、自他の生命尊重という理念の下に、交通社会の一員としての責任の自覚と、相手の立場を尊重し、他の人々や地域の安全にも貢献できる良き社会人の育成のため、人間の成長過程に合わせた生涯学習を促進し、住民一人ひとりが交通安全の確保を自らの課題として捉えるよう意識の醸成を促すことが重要であります。

このことから、「人優先」の交通安全思想の下、高齢者、障がい者等の交通弱者に関する知識や思いやりの心を育むとともに、他人の痛みを思いやり、交通事故を起こさない意識を育てることに努めます。

交通安全教育・普及啓発活動については、国、県、町、警察、学校、関係団体、地域社会及び家庭がそれぞれの特性を活かし、お互いに連携をと

りながら地域ぐるみの活動が推進されるよう努めます。特に、交通安全教育・普及啓発活動に当たる指導者の指導力の向上を図るとともに、地域の実情に即した自主的な活動の促進を図ります。

## (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

### ア 幼児に対する交通安全教育

幼児に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて、基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する態度を習得させるとともに、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な技能及び知識を習得させることを目標とします。

また、幼児の心身の発達や交通状況等の地域の実績を踏まえた幅広い教材・教具・情報の提供を行うとともに、保育・幼児教育施設において行われる交通安全教育の支援を行い、幼児の保護者が常に幼児の手本となって安全に道路を通行するなど、家庭において適切な指導ができるよう努めるものとしします。

保育・幼児教育施設は、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、日常の活動のあらゆる場面を捉えて交通安全教育を計画的かつ継続的に行うように努め、これらを効果的に実施するため、紙芝居や腹話術、視聴覚教材等を利用し、分かりやすい指導に努めるとともに、指導資料の作成、指導員の指導力の向上及び教材・教具の整備を図ります。

### イ 小学生に対する交通安全教育

小学生に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて、歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させるとともに、道路及び交通の状況に応じて安全に道路を通行するために、道路における危険の予測や、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めることを目標とし、小学校において行われる交通安全教育の支援を行い、小学生に対する補完的な交通安全教育の推進を図るものとしします。

小学校は、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、

体育、道徳、学級活動、児童会活動、学校行事等の特別活動、総合的な学習の時間等に、学校教育活動全体を通じて、歩行者としての心得、自転車の安全な利用、乗り物の安全な利用、危険の予測と回避、交通ルールの意味及び必要性等について重点的に交通安全教育を実施するものとし、小学校における交通安全教育を計画的かつ効果的に実施します。

#### ウ 中学生に対する交通安全教育

中学生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、自転車で安全に道路を通行するために必要な技能と知識を十分に習得させるとともに、道路を通行する場合は思いやりをもって自己の安全ばかりでなく、他の人々の安全にも配慮できるようにすることを目標とします。

また、中学校において行われる交通安全教育が円滑に実施できるよう指導者の派遣、情報の提供等の支援を行うほか、中学生に対する補完的な交通安全教育の推進を図ります。

中学校は、家庭及び関係機関・団体等と連携を図りながら、保健体育、道徳、学級活動、生徒会活動、学校行事等の特別活動、総合的な学習の時間等に、学校教育活動全体を通じて、歩行者としての心得、自転車の安全利用、自動車の特性、危険の予測と回避、標識等の意味、応急手当等について重点的に交通安全教育を実施します。

#### エ 高校生に対する交通安全教育

高校生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に二輪車の運転者及び自転車の利用者として安全に道路を通行するために必要な技能と知識を習得させるとともに、交通社会の一員として交通ルールを遵守し自他の生命を尊重するなど、責任を持って行動することができるようにすることを目標とします。

また、高等学校において行われる交通安全教育が円滑に実施できるよう指導者の派遣、情報の提供等の支援を行うほか、高校生及び相当年齢者に対する補完的な交通安全教育の推進を図るものとし、

高等学校は、生徒の多くが近い将来、普通免許等を取得することが

予想されることから、免許取得前の教育としての性格を重視した交通安全教育を行うものとします。

#### オ 成人に対する交通安全教育

成人に対する交通安全教育は、自動車等の安全運転の確保の観点から免許取得後の運転者の教育を中心として行うとともに、社会人等に対する交通安全教育の充実に努めるものとします。

免許取得後の交通安全教育は、運転者としての社会的責任の自覚、安全運転に必要な知識及び技術、特に危険予測・回避の能力の向上、交通事故被害者の心情等交通事故の悲惨さに対する理解、交通安全意識・交通マナーの向上を目標とし、事業所の安全運転管理の一環として安全運転管理者、運行管理者等が行う交通安全教育を中心として行うものとします。

事業所は、安全運転管理者、運行管理者等を法定講習会及び指導者向けの研修会等へ積極的に参加させ、事業所における自主的な安全運動管理の活発化に努めるものとします。

また、交通安全推進団体の活動に対しては、積極的な指導協力を行い、それらの活動を通じて正しい交通ルールとマナーの実践を習慣づけるとともに、交通安全意識の高揚を図ります。

さらに、社会教育事業における交通安全のための活動を推進するとともに、PTA及び各行政区、各種団体等による交通安全に関する活動を促進します。

#### カ 高齢者に対する交通安全教育

高齢者に対する交通安全教育は、加齢に伴う身体能力の変化が歩行者又は運転者としての交通行動に及ぼす影響を理解させるとともに、道路及び交通の状況に応じて安全に道路を通行するために必要な実践的技能及び交通ルール等の知識を習得させることを目標とします。

高齢者に対する交通安全教育を推進するため、高齢者に対する交通安全リーダーの養成、教材・教具等の提供など指導体制の充実に努めるとともに、参加・体験・実践型の交通安全教育を積極的に推進します。

また、関係団体、交通ボランティア、保健・医療・福祉関係者等と連携して、高齢者が馴染み易い交通安全教室等を創意工夫して開催するとともに、高齢者に対する社会教育活動・福祉活動、各種の催し等の多様な機会を活用した交通安全教育を実施します。

特に、交通安全教育を受ける機会のなかった高齢者を中心に、家庭訪問による個別指導や、高齢者と日常的に接する機会を利用した助言等が地域ぐるみで行われるように努めます。

この場合、高齢者の自発性を促すことに留意しつつ、高齢者の事故実態に応じた具体的な指導を行うこととし、夜間の視認性を高める反射材の活用等交通安全用品の普及にも努めます。

さらに、高齢者同士の相互啓発等により交通安全意識の高揚を図るため、老人クラブ等における交通安全部会の設置、高齢者交通安全リーダーの養成等を促進し、老人クラブ等が関係団体と連携して「ヒヤリ地図」の作成等自主的な交通安全活動を展開し、地域・家庭における交通安全活動の主導的役割を果たすよう指導・援助を行います。

## (2) 効果的な交通安全教育の推進

交通安全教育を行うに当たっては、受講者が、安全に道路を通行するために必要な技能及び知識を習得し、かつ、その必要性を理解できるようにするために、参加・体験・実践型の教育方法を積極的に取り入れるとともに、町民が自ら納得して安全な交通行動を実践することができるよう、必要な情報を分かりやすく提供することに努めます。

そのためには、交通安全教育・普及啓発活動に当たる指導員等の指導力の向上を図るとともに、地域における民間の指導者を育成することなどにより、地域の実情に即した主体的な活動を促進します。

また、三世代同居率の高い本町では、子ども、父母、祖父母の世代間交流によって各世代が交通安全について互いに注意を呼び掛け合うことにより、効果的な交通安全教育、普及啓発活動の推進に努めます。

さらに、高齢者のみの世帯に対しては、交通安全母の会等の関係組織が地域の関係機関・団体と連携して、効果的な交通安全教育、普及啓発活動

を支援するために、交通安全教育に関する情報を共有し、他の関係機関・団体と相互の連携を図りながら交通安全教育を推進するものとします。

### (3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

#### ア 交通安全運動の推進

町民一人ひとりに広く交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるとともに、住民自身による道路交通環境の改善に向けた取組みを推進するための運動として、町、関係機関・団体が密接な連携の下に、家庭、学校、地域等に対して交通安全運動を組織的・継続的に展開します。

交通安全運動の重点としては、全国的な情勢等を視野に入れつつ、子どもと高齢者の交通事故防止、全ての座席のシートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の徹底、飲酒運転の根絶、夜間や薄暮時における交通事故防止、交差点での追突事故等の防止等、交通情勢に即した事項を設定するとともに、地域の実情に即した効果的な交通安全運動を実施するため、必要に応じて地域の重点事項を定めるものとします。

交通安全運動の実施に当たっては、事前に運動の趣旨、実施機関、重点事項、実施計画等について広く住民に周知することにより、住民参加型の交通安全運動の充実・発展を図るとともに、住民本位の運動として展開されるよう、住民ニーズ等を踏まえた実施に努めます。

#### イ 交差点での交通事故防止対策の推進

交差点での交通事故の主たる原因は、安全確保の不徹底などのヒューマンエラーによるものです。この背景には、規範意識の低下や運転中の携帯電話の使用に見られるように、交通安全意識全般の低下が考えられます。これらの対策として、思いやり運転の推進や規範意識の普及浸透、安全施設の整備など、関係機関・警察と強く連携して効果的な対策を推進します。

#### ウ 全ての座席のシートベルト及びチャイルドシート着用の徹底

自動車乗車中の死亡事故において、シートベルト非着用者が高い割合を占めていること等を踏まえ、シートベルト及びチャイルドシートの着

用効果及び正しい着用方法についての理解を求め、正しい着用の徹底を推進するとともに、後部座席におけるシートベルトの着用推進も図ります。

#### エ 反射材の普及促進

夕暮れ時から夜間にかけて、高齢者等が道路を横断中に交通事故にあうケースが多いことから、運転者に対しライトの早め点灯の呼びかけを行うなどして、前方への注意を高める運動を推進するとともに、夜間における歩行者及び自転車利用者の事故防止に効果が期待できる反射材の普及を図るため、交通安全協会川崎支部、交通安全母の会等と連携し、全年齢層を対象として積極的な広報啓発を推進します。

#### オ 飲酒運転の根絶

飲酒運転は重大な交通事故を引き起こす要因となっていることから、飲酒が運転に及ぼす影響やその危険性の周知徹底を図るとともに、職場、家庭、飲食店等での取り組みを促進し、町民総ぐるみで飲酒運転の根絶を図ります。

#### カ 交通安全町民運動の推進

町民一人ひとりに広く交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるための町民運動として、黄色い小旗掲示運動等の町民が主体的に活動しやすい運動を推進します。

#### キ 交通の安全に関する広報の推進

交通の安全に関する広報については、特に春・秋の交通安全運動に合わせた広報紙や全戸配布のチラシ、広報車を利用した活動を実施します。

### 3 救助・救急体制の整備と交通事故被害者対策の推進

交通事故による負傷者の救命を図り、また、被害を最小限にとどめるため、交通事故現場に居合わせた関係者等による応急手当の普及等を推進するとともに、交通事故により肉体的、精神的及び経済的打撃を受けている交通事故被害者を支援するため、被害者等が交通事故に関する相談を受けられる機会の充実を図るものとします。

(1) 応急手当等の普及啓発活動の推進

交通事故現場に居合わせた関係者等により、負傷者に対する迅速・適切な応急手当が一般に行われるようにするため、関係機関は応急手当についての知識、実技の指導資料の作成、配布、講習会の開催を推進するとともに、町広報紙等を利用した普及啓発活動を積極的に推進します。

(2) 救急・救助体制の整備

交通事故をはじめとする救急・救助業務の増大及び事故の種類・内容の多様化に対処するため、仙南地域広域消防機関の救急・救助体制の整備を仙南地域ふるさと市町村圏計画に基づき推進します。

(3) 交通事故相談活動の強化について

交通事故被害者支援として、県の交通事故相談所との連携・強化を図りながら、交通事故相談活動業務を広く町民に周知し、交通事故当事者に相談の機会を提供するものとします。